

「大学生のためのお金の教室～20歳になり、国民年金加入者になりました」

ファイナンシャルプランナー 江尻正幸

皆さん、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの江尻正幸です。

今回は、20歳になったら保険料納付義務が発生する国民年金について学びましょう。

【質問】

先日20歳の誕生日を迎え、国民年金の保険料を納める義務が発生したと知りました。

学生納付特例制度などもあるそうですが、将来受け取れるかわからないとも耳にする

国民年金に保険料を払いたくない気持ちもあります。

保険料を納めた方が良いでしょうか？

(多田さん・大学生・自身の所得は無い)

(両親からの仕送りと奨学金を受け取り一人暮らし中)

【回答】

こういった疑問を抱かれる方は、最近多くいらっしゃいます。

今回は、まず国民年金の基本的な仕組みを簡単に説明した後、保険料を納めた方が良いかについて考えていきましょう。

●基本的な仕組み

多田さんが仰っているように、原則として20～60歳の方には国民年金保険料を納める義務があります。

基本的に、保険料を満額納めると国民年金は満額支給されます。

また、多田さんの場合、所得要件を満たしているので、学生納付特例制度を利用できます。

	支払保険料	加入者	老齢基礎年金支給額
国民年金	14,980円/月	日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人	年間786,500円 (満額の場合)

	内容
学生納付特例制度	学生本人の所得(注)が一定以下の場合、保険料納付が猶予されます。猶予された保険料は、10年間のうちに追納することができます。障害・遺族基礎年金において、保険料納付済期間と同様の扱いとなります。
	(注) 所得基準： 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

－コラムの無断転写・転載などを禁じます。－

●保険料は納めた方が良い？

多田さんのご質問にもあったように、国民年金制度が現状のまま持続可能かは誰にもわかりません。

また、毎月 14,980 円を保険料として納めることよりも、目先の学生生活のために使いたくなるかもしれません。

加えて、学生納付特例制度を利用しようとしても、そのために必要な手続きを先延ばしにしまい、保険料未納状態になることも考えられます。

しかし、国民年金には以下のような機能も備えられていることを知っておく必要があります。

	支給額	支給要件
障害基礎年金	障害等級によって異なります。 【1級】786,500円×1.25+子の加算 【2級】786,500円+子の加算	保険料納付済み期間が加入期間の3分の2以上あること、など。
遺族基礎年金	786,500円+子の加算	保険料納付済み期間が加入期間の3分の2以上あること、など。 (平成28年4月1日前の場合、死亡日に65歳未満であれば、死亡月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。)

この図表だけではわかりにくいので、例を挙げて考えてみましょう。

多田さんが現状のまま学生納付特例制度を利用している期間中、障害等級2級に該当する事由が発生した場合、786,500円が支給されます。

しかし、何の手続きもせず保険料を納めずにいる中で同事由が発生した場合、障害基礎年金の支給要件を満たさないため、支給することができないのです。

このように、国民年金は老後にお金を支給するだけでなく、多田さんが障害を負った際などに金銭面で支援をしてくれる制度と言えるのです。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

国民年金の支給金額や将来の不透明性に目を奪われるのではなく、こういった制度が備えられていることを知った上で、保険料を納める・納めない・学生納付特例制度を活用する等をご両親と検討すると良いでしょう。

※文中の金額・数字は全て平成 24 年度のものであり、図表は全て筆者が作成。

※各年金支給要件等の詳細は、以下の参考URLをご参照ください。

参考URL

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>